

木津川市 ウィークリースタンス実施要領

(目的)

第1条 ウィークリースタンスは、受発注者で1週間の仕事の取組（スタンス）を目標として定め、計画的・効率的に工事及び業務を履行することで、より一層の品質向上に努めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進など、担い手の確保、育成を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 本市が発注する全ての建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「工事等」という。）を対象とする。ただし、通年維持、緊急対応、災害復旧、早期の完成が望まれる又は作業時間の制約がある工事等を除く。

(実施内容)

第3条 時間外労働を抑制するため、以下の項目について、受発注者相互で確認・調整の上、取組内容を設定し、積極的に労働環境の改善に努めるものとする。

なお、受注者によって、勤務時間、定時退社日等が異なることから、柔軟性をもった取組とすること。

- (1) 休日の翌日（月曜日等）を依頼の期限日としない。
 - (2) 休日の前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
 - (3) 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
 - (4) 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
 - (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
 - (6) 打合せはWeb会議（ビデオ会議機能）も活用する。
 - (7) 前各号のほか、工事等の労働環境改善に関わる取組を行う。
- 2 工事等の特性を踏まえ、取り組むことが不適当な項目がある場合や契約期間中を通じては取り組むことが困難な項目がある場合などは、事前に調整の上、受発注者間で共有すること。
- 3 災害時等の緊急事態対応については、取組の対象外とする。

(発注方法)

第4条 対象となる工事等については、発注時にウィークリースタンスの対象であることを仕様書等に明記する。

(成績評定)

第5条 成績評定での評価は行わない。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。